

令和5年第3回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月23日(木) 午前9時30分～11時15分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1番	豊増 文夫	2番	
3番	山内 美千代	4番	前野 浩司
5番	田畑 和成	6番	赤崎 敬一郎
7番	小西 義彦	8番	南原 奈美子
9番	吉留 義晃	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11番	下市 博彰	12番		13番	
14番	山崎 博文	15番	久保 蘭 貴政	16番	宮崎 栄
17番	内村 正二	18番	三腰 修一	19番	竹井 好博
20番	長野 壯二	21番	濱田 誠	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	満園 和徳	25番	栗野 一三
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	下境田 公治
32番	楠元 伸一	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	小坂 和良				

(3) 職員 (4名)

事務局長	松山 明浩
主幹兼農地係長	小田 寿幸
農地係主査	堀口 浩二
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (1名)

2番 坂元 兼一

5 会次第

(1) 議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(13件)
(2) 議案第2号	農地法第5条許可申請について	(4件)
(3) 議案第3号	農用地利用集積計画について	(38件)
(4) 議案第4号	非農地証明願について	(1件)
(5) 議案第5号	農作業標準賃金について	(1件)
(6) 議案第6号	農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供	(1件)

6 その他

事務局長 ただ今から令和5年第3回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございました。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、2番坂元委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員25名のうち、12番甫立委員、13番野間委員から欠席の申し出があり、35番小坂委員から遅刻の申し出がありましたので、22名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、6番赤崎敬一郎委員、7番小西義彦委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 「会務報告の朗読及び説明」

議長 ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が2件ありますので、その案件を先に審議いたします。
まず、1ページ、3-2番を議題といたします。
(議事参与制限のある■■■■委員は欠席)
事務局の議案説明をお願いします。

事務局(堀口) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-2番について説明
3-2番
所在：平川字■■■■番2、田、農振農用地区域内、83㎡、所有権移転の売買
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-2番、お願いします。

19番委員 面積的には少ない田んぼでありまして、長い田んぼでありました。今も■■■■君が耕作しておられました。構造改善田でありまして、もう1枚の田んぼになって、入口、境界等、何ら問題ございませんでした。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-2番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-2番については、許可することに決定いたします

次に、1ページ、3-4番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-4番について説明
3-4番

所在：田原字■■■■番、田、農振農用地区域内、849㎡、賃貸借件の設定(5年間)

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-4番、お願いします。

14番委員

申請地は■■■■委員のお父様の代から借りられているところのようで、現在、耕作をされてから20年ほど経っているということでした。農地中間管理機構を通しての申請でもよかったんですけども、ビニールの張替えの降灰事業の導入に間に合わないということで、今回の3条申請の貸借契約に至ったようです。現地を確認しましたところ、境界、進入路等、特に問題無かったように思われました。よろしくをお願いします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-4番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-4番については、許可することに決定いたします

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、1ページから4ページ、3-1番、3-3番、3-5番から12番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-1番、3-3番、3-5番から12番について説明

3-1番

所在：船木字■■■■番1、田、農振農用地区域外、2,591㎡、所有権移

事務局
(堀口)

転の贈与

3-3 番

所在：平川字 [] 番 1、田、農振農用地区域内、842 m²、所在：平川字 [] 番 2、田、農振農用地区域内、1,633 m²、所有権移転の贈与

3-5 番

所在：久富木字 [] 番、畑、農振農用地区域外、687 m²、所有権移転の売買

3-6 番

所在：柏原字 [] 番、田、農振農用地区域外、157 m²、所在：柏原字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、743 m²、所在：柏原字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、582 m²、所有権移転の売買

3-7 番

所在：柏原字 [] 番 7、畑、農振農用地区域内、1,080 m²、所在：柏原字 [] 番 28、畑、農振農用地区域外、639 m²、所在：柏原字 [] 番 29、畑、農振農用地区域外、798 m²、所在：柏原字 [] 番 9、畑、農振農用地区域内、511 m²、所在：柏原字 [] 番 19、畑、農振農用地区域内、578 m²、所在：柏原字 [] 番 30、畑、農振農用地区域内、556 m²、所在：柏原字 [] 番 35、畑、農振農用地区域内、591 m²、所有権移転の贈与

3-8 番

所在：柏原字 [] 番 1、田、農振農用地区域外、156 m²、所在：柏原字 [] 番 1、田、農振農用地区域内、714 m²、所有権移転の贈与

3-9 番

所在：求名字 [] 番、田、農振農用地区域内、531 m²、所在：求名字 [] 番、田、農振農用地区域内、533 m²、所在：求名字 [] 番、田、農振農用地区域内、482 m²、所有権移転の売買

3-10 番

所在：中津川字 [] 番、畑、農振農用地区域外、460 m²、所有権移転の売買

3-11 番

所在：永野字 [] 番 2、畑、農振農用地区域外、420 m²、所有権移転の売買

3-12 番

所在：永野字 [] 番 1、畑、農振農用地区域外、907 m²、所有権移転の売買

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。3-1 番、お願いします。

16 番委員

船木の [] 番 1 は、ちょうど船木の [] の隣に面する農地で、ここは、川内川の激特事業の残土を利用して嵩上げた土地であります。 [] さんと [] さんは親子関係で、お母さんがもう年をとってここを管理できないということで、親子の贈与になります。境界、進入路等は何ら問題ありません。以上です。

議長

3-3 番、お願いします。

19 番委員 この田んぼも構造改善田で、ちょうど国道 328 号の道路の下になる場所の田んぼでございます。2 筆に分かれていますけれども、昔は、いちご農家で施設苗づくりとして田んぼとして 2 筆に分かれていたようであります。ここも、進入路、境界、何ら問題ございませんでした。以上です。

議長 3-5 番、お願いします。

21 番委員 この畑につきましては、■■■■さんが■■■■さんより長年借りていらっしゃいまして、■■■■さんの実家の隣に位置するところです。今回、所有権移転ということで、売り買いが成立することになりました。境界等問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長 3-6 番から 8 番、お願いします。

27 番委員 3-6 番につきまして、■■■■さんは、前回も■■■■さんから贈与を受けていまして、今回は売買ということで、田んぼを買うことになりました。農地にカヤや竹、木が生えていて使えそうじゃなかったものですから、電話をして聞いたんですが、■■■■さんが自分でなんとかしようということで、田んぼになりそうです。境界、進入路は、いずれも問題ありませんでした。

3-7 番です。これも■■■■さんですが、■■■■さんが畜産をしていて、畑を探していたところ、■■■■さんが畑をもらってくれということでした。ここも、カヤや竹がいっぱい生えているところを、■■■■さんが全部切って畑にしています。境界、進入路等は、何も問題はありませんでした。

3-8 番につきまして、■■■■さんは■■■■さんの田んぼを 10 年くらい前から作っていて、もう■■■■さんがこっちに帰ってくることはないということで、■■■■さんに贈与されました。境界、進入路等は、何ら問題ありませんでした。以上です。

議長 3-9 番、お願いします。

29 番委員 現地は、■■■■の近くにありまして、■■■■さんの土地が 3 筆載っていますが、現在でも■■■■さんが耕作しておられまして、20 年くらいということでした。今回、■■■■さんが、ほとんど田んぼ等を誰か買ってこないかという形で探していらっしゃいまして、こういう形で成立したようです。進入路、境界等、全く問題ございませんでした。よろしくお願いします。

議長 3-10 番、お願いします。

32 番委員 この申請地は、■■■■さんの家の目の前の畑で、■■■■さんが■■■■さんと畑を交換して長く作られていたということで、今回、■■■■さんが畑を返すということで、家の前の畑を買ってくれということで、今回の申請になったということです。現在も野菜を植えられていて、何ら問題無いかと思われます。よろしくお願いします。

議長 3-11 番から 12 番、お願いします。

34 番委員 3-11 番と 12 番について説明いたします。現地は、永野の■■■■というところで、道路に面したところなんですけど、この畑は 2 筆が、■■■■さん、弟さんと、■■■■さん、お兄さんの二つに分かれておりまして、2 筆が 1 筆

34 番委員

になっているんですが、■番 1 の 907 m²のほうに入口があります。ただ、入口はあるんですが、問題としては、その奥のほうに他人の畑が入っております。出入り口が 907 m²のところにあるんですが、農道は入っているんですが、登記はされておられません。これについては、■さんの畑が中にあるんですが、もう迷路のようになっていて、そこは入口を塞いでしまうと出入りができない状態になっておりましたので、そこは、■さんと協議しまして、道路は使えるようにするというので、条件を付けてしてあります。境界については、杭がしっかり立っていてしっかりされています。問題は無いと思います。ただ、その出入り口だけを■さんに了解してもらっていますので、お茶を作る方ですので、どうしても大きな機械が入ると思いますので、その点は大丈夫だと思います。検討をお願いします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に關しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 3-1 番、3-3 番、3-5 番から 12 番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 3-1 番、3-3 番、3-5 番から 12 番については、許可することに決定いたします

次に、4 ページ、農業委員、推進委員に関わる議事参与制限以外の案件のうち、3-13 番を議題といたします。

なお、5 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-4 番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

(堀口)

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 3-13 番について説明
3-13 番

所在：時吉字■番、畑、農振農用地区域内、2,228 m²、使用収益権（地上権）の設定（令和 5 年 4 月 9 日から 3 年間）

以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

事務局

(小田)

議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-4 番について説明
3-4 番

所在：時吉字■番、畑、農振農用地区域内、2,228 m²のうち 7.72 m²、地種：農振農用地、形態：一時転用、用途：営農型太陽光発電施設用地、施設：営農型太陽光発電施設、施設面積：7.72 m²（支柱等 196 本）、申請地を借り受け、営農型太陽光発電施設を設置したい。（令和 5 年 4 月 9 日から 3 年間）

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に關連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

11 番委員

場所は■の近くでありまして、現在、椎茸栽培をされております。原木が約 800 本設置してあるんですが、私は椎茸に関してはよく分からないんですけれども、見た感じ、設置の仕方が、相当密植されたような仕方

- 11 番委員 であり、また、原木自体が散水が足りないのか、乾燥したような状態でありました。この計画書が上がっておりますので、計画書に従って作業をしてくださるようお願いはしておきました。また、これにつきまして意見書が出ていましたので、本人に確認したところ、本人には何も通知はしていないということでありましたので、報告いたします。進入路、境界、排水については、何ら問題ございませんでした。以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
（小田） 総合意見としまして、許可相当（追認）。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。本件は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
- 33 番委員 営農型太陽光発電と普通の太陽光発電との違いは何でしょうか。
- 事務局 営農型太陽光発電につきましては、太陽光パネルの下に作物が栽培されていなければならないというのが基本的な違いです。一般のものについては、パネルの下に何もなくてもよろしいんですけれども、作付けしてある上に太陽光パネルを張るといものが、営農型となります。
- 議長 よろしいですか。ほかにはございませんか。
- 1 番委員 私は現地を見てきたわけですが、さっき推進委員から説明がありましたように、計画に対して本数は達成をされているような感じであります。しかし、収量とかの報告が、ここにもありましたように、年 1 回報告書を出さなければいけないとかありますが、私たちは、この報告書を見ながら、3 年目、1 回目の更新の時期で、判断しているわけですがけれども、ただ、本人が口で言った説明だけではどうかかなと思ったり、ちゃんとした報告書はどこに出すんですか。農業委員会には出さないんですか。もう一つ、これはさつま町で 3 件目の営農型発電所なんですけれども、電気を作って売電をされる方は会社、そして、その条件として営農をしないかということで、■君が椎茸栽培をされているわけですが、その責任というか、報告書はどこが出すんですか。数量やら計画に対する報告書は、どちらが出すんですか。責任はどっちにあるんですか。
- 事務局 営農型太陽光発電施設に関する状況報告でございますが、毎年 2 月末までに報告書を提出していただいているところでありまして。町内に 3 件、該当する農地がありまして、今、報告書をいただいているところです。毎年 3 月、若しくは 4 月の総会時に皆様にお配りしておりますので、本年度も、来年度になりますが、4 月に皆様にお配りする予定でございます。それから、もう一点、どちらに権利があるかということですが、先ほどもお話ししましたとおり、基本的には農地に作物が植えてあるということが条件でございます。その上に太陽光発電会社が太陽光パネルを設置したいというような流れになっておりますので、営農の状況につきましては、■様が対象に

なるということでございます。

1 番委員

今、報告書は 4 月に、来月出すということだったんですけども、今日判断しなくてはいかんところで、結果を見てから考えたいのが一つの条件なんですけれども、その辺はどうなんですか。今日、結果を見た後で、結果を出してもらっても、何だこれはとなった場合はどうなるんですか。

事務局
(小田)

今の状況ですが、推進委員の報告にありましてとおり、現在、800 本ということで計画が上がってきている状況です。将来的には、まだ増えて、全体的にパネルの下で営農される予定ということです。これについては、まだ 3 年目ということで、なかなか試行錯誤をしていらっしゃる状況でありまして、確実にそうなると言えないところもあると思いますが、書類審査のときに説明がありましたとおり、営農型発電施設の下部の農地での原木椎茸栽培に関する意見書を有識者からいただいております。現在、管理がうまくいっていないようなところもあるようなんですが、こちらのほうは管理をしっかりしていけば、8 割以上の収量は見込めるという意見をいただいておりますので、これに基づいて、事務局としましては、許可相当ではないかということで、提案させていただいております。

議長

この椎茸栽培というのは、皆さんご存知かと思いますが、種ピンを打つてすぐには生えないわけです。大体 2 年目に生えてくるわけです。今、事務局から言われましたように、3 年目に実績が出るか、出ないかなんです。そこの報告になりますので、皆さん、ご承知しておいてください。よろしく願いしておきます。ほかにございませんか。

6 番委員

今の件ですけれども、今、3 年やったんですよ。次の 3 年の申請が上がってきたわけですが、この 3 年の技術のほうからの意見書もあって、本人はまだ見ていないということですが、この 3 年の反省を踏まえて、今後はこうしたいと、がんばりますというような、今までの 3 年間は良くなかったわけですので、今後はこうしていきたいという意欲のある文書でも付けないと、また 3 年間だらだらといくんじゃないのかなという気がしますが、そこら辺、どうでしょうか。

事務局
(小田)

やはり、なかなか経営がうまくいっていないというところは、私たちも見に行き確認したところなんです。その際、確認したところでは、原木の調達が、今年うまくいかなかったんで、その調整、それから防風対策、ネットがこれまで少なかったんで、そこを張って強化をする、それから水撒きが今までしっかりできていなかったんで、朝晩 2 回の水撒きを行う等、書いたものを、一応、いただいております。それから、先ほどありましたように、今のまま、だらだらいくようであればだめですよということです。3 年目の、今度更新したときに、すべてのパネルの下で営農がされていて、そういう状況が整っていなければ、更新されない可能性もありますということで、そこは強く伝えております。以上です。

議長

よろしいですか。ほかにございませんか。ないようですので、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 3-13 番と議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-4 番については、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 3-13

議長

番と議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-4番については、許可することに決定いたします。なお、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-4番は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

次に、5ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-1番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の3-1番について説明
所在：永野字■■■■番2、畑、農振農用地区域外、297㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：倉庫用地、施設：倉庫、施設面積：158.61㎡、申請地を譲り受け、倉庫を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

35番委員

今のところ、宅地の庭を削って、南側の以前造成をしたところと同じ高さにして倉庫を建てるということです。庭との境目につきましては、崩れないように補強をするということです。なお、雨水に関しましては、東側に川があり、そこに流すとのことでした。また、進入路に関しましては、現在、フェンスがありますが、それを撤去して、トラック等が出入りするようになるということです。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-1番については、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-1番については、許可することに許可することに決定いたします。

次に、5ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-2番について説明
所在：広瀬字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、334㎡、地種：第1種農地、所在：広瀬字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、93㎡、地種：

事務局
(小田) 第 1 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：109.72 m²、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

14 番委員 議案集の 23 ページの地図をご覧ください。縦に 2 筆繋がっておりまして、下の大きいほうが 〇〇番 1、上の小さいほうが 〇〇番 1 になります。渡人の 〇〇さんと受人の 〇〇さんは親子関係にあります。申請地は、〇〇さんが耕作目的で、令和 3 年 10 月に登記名義人となった土地であります。現地を確認しましたところ、申請地の 〇〇番 1 の土地の一部が、既に駐車場用地として砂利が敷いてありました。伺ったところ、この 〇〇番 1 の隣に 〇〇番 1 という雑種地があるんですけども、そこで、この 〇〇番 1 の土地の一部を駐車場用地として使うということで、まとめて砂利を敷いてしまったという報告を受けました。ちなみに、後日、〇〇さんより始末書の提出を受けております。その他に関しましては、進入路、境界、排水等、特に問題無かったように思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。本件は、第 1 種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-2 番については、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-2 番については、許可することに決定いたします。

なお、本件は、第 1 種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

次に、5 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-3 番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田) 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3-3 番について説明
所在：宮之城屋地字 〇〇番 14、畑、農振農用地区域外、296 m²、地種：第 3 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：105.99 m²、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判

断し、提案するものであります。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

11 番委員 　場所は■■■■に隣接している申請地でありまして、境界、排水、進入路につきましても、何ら問題はございませんでした。以上です。

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
（小田） 　農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-3番については、許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-3番については、許可することに決定いたします。

次に、6ページから7ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局
（堀口） 　議案第3号「農用地利用集積計画について」の6ページ、農用地利用集積計画書、7ページ、集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長 　それでは、8ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の3-1番から3番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（堀口） 　議案第3号「農用地利用集積計画について」の8ページ、3-1番から3番について朗読及び説明

議長 　ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の3-1番から3番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の3-1番から3番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、9ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の9ページ、農用地利用集積計画総括表(中間管理権及び利用権の設定)について朗読及び説明

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が14件ありますので、その案件を先に審議いたします。
まず初めに、13ページから14ページ、3-16番から20番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の13ページから14ページ、3-16番から20番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-16番から20番について、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-16番から20番については、妥当とすることに決定いたします。
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、14ページから15ページ、3-21番から25番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の14ページから15ページ、3-21番から25番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-21番から25番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-21番から25番については、妥当とすることに決定いたします。
■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、15ページから16ページ、3-26番から29番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(堀口) 議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の15ページから16ページ、3-26番から29番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-26番から29番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の3-26番から29番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10ページから18ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(堀口)

議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の10ページから18ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、19ページ、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(小田)

議案第4号「非農地証明願について」説明
3-1番

所在：広瀬字■■■■番1、田、農振農用地区域外、197㎡、判定地目：雑種地、利用状況：耕作放棄地、所在：広瀬字■■■■番4、田、農振農用地区域外、4.35㎡、判定地目：雑種地、利用状況：耕作放棄地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果の報告をお願いします。3-1番、お願いします。

14番委員

場所については、議案集の地図をご覧ください。現地は、20年ほど前に■■■■さんが周辺で工事をされる際に、事務所兼駐車場として借りていたところで、ここを埋め立てて使われていたようです。その後、工事が終わって撤収されたんですが、申請地はそのまま空き地として、本日に至っているようで、地域のごみ置き場としても使われているようでした。申請人は昨年、お母様よりその土地を相続されたんですが、50年以上東京で生活されているということで、その当時の正確な状況は把握されていないようでした。現地は、既に砂が踏み固められているような状況で、一部コンクリートも敷かれているような状況でした。申請人が今後、こち

- 14 番委員 　　らに戻られて耕作をするということもなく、現地の状況からも、また農地として使用するには困難な状況に思われました。雑種地が妥当かと思われ
ます。審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 　　ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありま
せんか。
　　(なしの声あり)
　　よろしいですか、ないようですので、採決いたします。議案第4号「非
農地証明願について」の3-1番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお
願いします。
　　(全員挙手)
　　全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明願について」の3-1番は、
妥当とすることに決定いたします。
- 事務局長 　　次に、20 ページ、議案第5号「農作業標準賃金について」を議題といた
します。事務局の議案説明をお願いします。
- 議長 　　議案第5号「農作業標準賃金について」説明
- 議長 　　ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
　　(なしの声あり)
　　よろしいですか、ないようですので、採決いたします。議案第5号「農
作業標準賃金について」は、承認することに賛成の方は挙手をお願いしま
す。
　　(全員挙手)
　　全員賛成ですので、議案第5号「農作業標準賃金について」は、承認す
ることに決定いたします。
- 議長 　　次に、21 ページ、議案第6号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃
借料情報の提供」について、議題といたします。事務局の議案説明をお願
いします。
- 事務局長 　　議案第6号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」
について説明
- 議長 　　ただいまの議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
- 6 番委員 　　畑といっても使用目的は色々あると思うんですが、田んぼもいちごを作
る人もいれば、米を作る人も、それから飼料をつくる人もいると思うん
ですが、作物別の単価的なものは、データの中では出てきませんでしたか。
- 事務局長 　　結論から言いますと、作物ごとの金額は出しておりません。総会資料で
見ていただければ、色々な貸借の契約が出てきますが、何を作るというの
がはっきりと分からないことから、その分類ができないということで、田
んぼと畑は確実にできますので、それで分けさせていただいて、集計をし
ているところでございます。以上です。
- 議長 　　よろしいですか。ほかにはございませんか。ないようですので、採決い
たします。議案第6号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報
の提供」については、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」については、承認することに決定いたします。

次に、「議題」(7) その他ですが、委員の皆様より「議題」はありませんか。

(なしの声)

事務局より、何か議題はありますか。

(ありません。)

無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

(事務局より協議・連絡事項あり)

- ・2月総会資料の訂正について
- ・活動記録の徹底について(活動記録セットの配付を含む)
- ・担い手への集積の確認書について
- ・県外研修への出欠報告について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして令和5年第3回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員